

連絡

台風11号の接近に伴い、7月16（木）または17日（金）は、神戸市に気象警報が発令されることが予想されます。暴風、大雪又は暴風雪の警報又は特別警報が発令された場合の授業等の取り扱いにつきましては、下記を参照してください。なお、学内船舶実習の実施の有無については、取扱いが異なりますので、担当教員の指示にしたがってください。

交通機関の運休、台風等の場合における授業、学期末試験の取扱いについて

平成16年4月1日決定

平成25年10月9日改正

(平成27年度学生便覧のP.179より)

1. 交通機関の運休の場合

JR西日本、阪急電鉄及び阪神電鉄のすべてが運休した場合、当日のその後に開始する授業(学期末試験を含む)を休講とする。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ①午前6時までに、交通機関が運行した場合は、1時限目の授業から実施する。
- ②午前10時までに、交通機関が運行した場合は、3時限目(午後)の授業から実施する。

2. 気象警報の場合

神戸市に暴風、大雪又は暴風雪の警報又は特別警報が発表された場合、当日のその後に開始する授業(学期末試験を含む)を休講とする。

ただし、次の場合は授業を実施する。

- ①午前6時までに、当該気象警報が解除された場合は、1時限目の授業から実施する。
- ②午前10時までに、当該気象警報が解除された場合は、3時限目(午後)の授業から実施する。

(注)

1. 解除又は運行の確認は、テレビ・ラジオ等の報道による。

なお、テレビ・ラジオ等の気象警報の報道では、「兵庫県阪神地方」など神戸市を含む複数の市町村をまとめた地域の名称を用いて放送される場合がある。

2. この取り扱いは平成25年10月9日から適用する。

※全学共通授業科目の取扱い(平成27年度学生便覧P.103)は別に定められています。